

# 令和6年度「黒アヒージョ」体験イベント運営業務 委託仕様書（公募用）

本仕様書は、千葉県が委託する「令和6年度「黒アヒージョ」体験イベント運営業務」の企画提案募集に当たり、業務の概要として、業務内容及び要求事項、確認事項等を示すものである。

なお、最終的な業務委託仕様書については、事業受託者決定後、協議の上、県が作成する。

## 1 業務の名称

令和6年度「黒アヒージョ」体験イベント運営業務

## 2 業務の趣旨、目的

千葉県では、若い世代に、料理を通じて千葉県の魅力を発信するために、県内の多彩な農林水産物を活用できるアヒージョに、隠し味として千葉県にゆかりの深い調味料である醤油を加えた「黒アヒージョ」の普及を図っているところである。

本事業は、県内のキャンプ場やグランピング施設等における「黒アヒージョ」の試食配布や調理体験イベントの実施、アウトドア関係者やアウトドアブランド等と連携した県内外への情報発信を通じて、県産農林水産物の魅力発信や観光への波及を図るもの。

## 3 契約期間

契約締結日から令和7年3月10日まで

## 4 業務の内容

本業務は、以下の業務及びこれらに付随する業務とし、高い効果が得られるよう、十分な検討を行った上で企画の提案及び実施を行うこと。また、企画提案書では実施内容、業務フロー、人員配置体制を明らかにし、下記に示した業務が遂行可能であることが客観的に理解できるような内容を示すこと。

なお、ホームページを用いた情報発信は主に「黒アヒージョ」特設サイト (<https://kuro-ajillo.jp/>)（以下「特設サイト」とする。）において行う。県担当者との定期的な打合せを行い、各企画の実施時期に合わせた情報発信のために必要な情報の集約や告知画像の作成等を行うこと。

### (1) イベントの開催

県内のキャンプ場やグランピング施設等において、県産食材を使用した黒アヒージョの試食配付や調理体験イベントを開催するものであり、県産農林水産物の魅力発信や観光への波及が期待できる企画を提案すること。

当該企画が円滑に進行するよう交渉、調整、手続、手配、会場設営、MC（司会）、音響機器のオペレーション、撤収、支払等、本事業に係る一切の業務を行うこと。

ア 県内の4箇所以上の施設で、8日以上イベントを実施すること。

イ 1日あたり、80名以上の参加者が見込まれる企画を実施すること。

ウ 参加者の募集及び取りまとめを行うこと。

エ 開催時期は、令和6年4月下旬から令和6年11月初旬までの間とすること。

また、気候・天候を考慮し、企画に応じた屋根付き施設使用やテントの設営、

- 予備日の確保等を行うこと。
- オ 各イベント開催時期における、積極的に旬の県産食材を使用すること。
- カ 参加者への説明等により、黒アヒージョに使用する県産食材の全国順位や旬などについて、理解が深まる企画を実施すること。
- キ 食味の平準化のため、原則として県が提供する「黒アヒージョの素」（オリーブオイル、マッシュルーム水煮、にんにく、醤油等が合わさったもの）を使用すること。（これにより調味料の調達は不要）
- ク 装飾品として、県から提供されるポスターとのぼりを活用すること。
- ケ 県からノベルティを提供できる場合があるため、企画の充実に必要なノベルティの制作については、県と協議の上決定すること。

## （２）県内外への情報発信

- ア キャンプ飯の情報発信やイベント開催を行っているアウトドア関係者やアウトドアブランド等とコラボし、メディアや SNS を活用したイベントの PR など、県産農林水産物の魅力発信に繋がる企画を実施すること。
- イ 特設サイト及び公式 SNS アカウント (@kuro\_ajillo) での告知のため、県担当者と定期的な打合せを行い、各企画の実施時期に合わせた情報発信のために必要な掲載文案や掲載画像を作成し、提供すること。
- ウ ２回目以降に実施するイベントの PR の一環として、イベント開催後に特設サイトの「#黒アヒージョのある生活」や公式 SNS アカウントに投稿する記事を作成すること。
- エ 独自のメディア媒体や広報手段を用いた情報発信の提案が可能な場合は、企画提案書に明記すること。

## （３）効果測定

本業務の実施結果について効果測定を行うこと。効果測定の手法については、県と協議の上で決定すること。WEB・SNS 広告を実施した場合は効果測定を行い、PV、imp、CTR、リーチ数等を報告すること。

## （４）その他の独自提案事項

上記（１）、（２）の業務と合わせて実施することにより、本業務の目的をより効果的に推進する独自の提案があれば実施すること。なお、独自提案に係る経費は委託料に含むものとする。

## （５）その他本業務に付随する業務

本業務に付随する業務が発生する場合は、必要に応じて県と協議の上で進めることとする。

## ５ 報告書の作成

事業完了時に、下記ア～ウ及び各事業の実施内容等をまとめた報告書を作成し、県に提出すること。

### ア 記録写真等

４（１）、（２）及び（４）により実施した内容が分かるよう、写真等により

記録すること。

#### イ 掲載記事の収集

本事業を通じて、メディア等の掲載情報があるか確認の上、確認された場合は収集すること。テレビ・ラジオについては、放映番組名、放送時間を一覧にしたものを提出すること（DVD等への録画・録音は不要）。

#### ウ 効果測定結果

本事業の効果測定（4（3）により実施した内容）の結果を報告すること。

#### エ 制作物

制作物については、印刷用電子データ（AI等）で県に納品すること。

## 6 運営及び管理

### （1）業務の実施

本業務の実施に当たっては、綿密に県と必要な協議及び打合せを行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとし、業務の遂行状況について随時報告を行うこと。また、本業務の実施に当たっては、柔軟に対応するものとし、県が求める事項は最大限実現できるよう努めること。

### （2）業務実施体制

委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置すること。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。

### （3）事故及びクレーム等の対応

委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。

### （4）経費

県が実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用（広告費、作成費、施工費、会場使用料、レンタル料、駐車場代、輸送費及び保険料など）は、委託料に含むこと。ただし、備品購入費は含めないものとする。

## 7 個人情報に関する取扱い

本委託業務の履行及び作成された成果品における個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」に定めるとおり取り扱うものとする。

## 8 納入物件に関する責任の所在

本業務に伴う全ての納入物品については、受託者が最終責任を負うこと。

## 9 法令遵守及び安全管理

### （1）関係法令の遵守

本業務に関連するすべての関係法令及び規則を遵守すること。

## (2) 安全管理体制の整備

安全管理に関する内規を定め、災害事故の未然防止に努めるとともに、現場作業における緊急時の連絡体制を整備すること。

## (3) 作業員及び第三者の安全管理

受託者の指示によって行う作業員の事故防止に努めるとともに、過度の負担がかからないよう、健康面に配慮して活動すること。また、第三者についても危害を及ぼさないように万全の措置を講じ、第三者に損害を与えた場合は、受託者の責任において措置すること。

## 10 秘密の保持

本業務の処理上知りえた秘密を他人に漏らしてはならないこと。本業務の委託期間終了後も同様とすること。

## 11 その他事項

### (1) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償

業務の実施及び契約の履行に当たっては、契約時に示す「談合等及び暴力団等排除に関する契約解除と損害賠償に関する特約事項」を遵守の上、遺憾のないよう遂行するとともに、特約事項に抵触する事案が発生した場合は、それに従うものとする。

### (2) 業務の再委託

本業務の全部を再委託してはならない。また、本業務の一部を再委託する場合、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

### (3) 仕様変更

自然災害等のやむを得ない事情により、本仕様書の変更が必要となる場合は、あらかじめ県と受託者で協議の上、決定する。

### (4) 事業内容の変更又は中止

委託契約締結後、自然災害等の影響で事業内容の変更又は中止が生じる可能性がある。この場合の委託費用の取り扱いに関しては、事業の進捗状況に合わせて県と受託事業者において協議の上決定する。

### (5) 記載外変更、その他

本件に関し、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合については、県と協議すること。